

無料空家相談会開設

令和5年度より、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会から相談員を派遣していただき、「無料空家相談会」を実施します。空家に関する専門知識が豊富な相談員に、直接個別に相談することができまので、空家に関する悩みごとや、お困りごとがありましたら、是非この機会にご相談ください。年4回開催予定ですが、日時等、詳細につきましては、広報おおぐちにその都度掲載します。

問合せ先 まちづくり推進課

☎95-1614

空家の維持管理

公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンターと一般社団法人アクティバルでは、空家を自身で維持管理できない方のご相談に応じ、以下の業務を請け負っております。業務内容や料金など詳細については、それぞれお問い合わせください。

業務内容

▽草刈りおよび庭木等の軽微な剪定、

伐採

▽空家等の見回りおよび所有者等への状況報告

▽その他一般的な軽作業、管理業務など

問合せ先 ▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター

☎95-8101 ※土・日・祝日休み

▽一般社団法人アクティバル

☎84-2200 ※月・火曜日休み

▽まちづくり推進課 ☎95-1614

空家等対策

協議会委員募集

空家等対策計画の作成および変更並びに実施に関することや、空家等対策の推進に関する意見をいただくため、空家等対策協議会の委員を募集します。

空家等対策協議会は、今回公募する委員のほか学識経験者や地域団体から推薦された方などで構成し、年2回程度開催する予定です。

ご応募いただける方は、大口町ホームページから申込書をダウンロード、または役場まちづくり推進課に設置された申込書に、氏名・電話番号・

住所・応募理由をご記入の上、まちづくり推進課へご提出ください。

応募条件 大口町にお住まいの方

募集人員 2人

任期 2年

応募期間 4月17日(月)から28日

お願いします！農地の適正管理

農業委員会では「近隣の農地が荒れていて困る」など、毎年多くの相談や苦情を受けています。

農地が荒れたままの状態になると、病害虫や鳥獣被害の発生原因となり、周辺耕作農地に悪影響を及ぼすだけでなく、ゴミを不法投棄される、枯草火災が発生するなどの心配もあります。

農地等の管理責任は所有される方にありますので、適正管理のために草刈りは、最低年3回(春・夏・秋)行うようにしてください。

農業委員会では、町内の2団体と「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、農地等を所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介しています。作業の依頼は、直接農地等を所有される方からいずれかの団体にしてく

(金)

※書類による審査をおこない、募集人数を超えた場合は、必要に応じて面接をおこないます。

問合せ先 まちづくり推進課

☎95-1614

ださい。

作業のご依頼

▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター

☎95-8101

▽一般社団法人アクティバル

☎84-2200

問合せ先 農業委員会事務局(まちづくり推進課) ☎95-1614



草が生い茂ってしまうと、耕作できる状態に再生することも難しくなってしまいます。